

(別記様式2)

公の施設のあり方検討結果個表

施設の名称	県立森林公園 さくらの里		
所在地	下仁田町上小坂		
所管部局・課	環境森林部森林保全課	現在の運営方法	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者
担当係	県営林係	内線	3273

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例

2 施設の役割

(1) 設置目的

森林が持つ優れた自然環境を保全するとともに、県民の保健休養及び森林学習の場として広く利用に供する

(2) 設置当初の状況

地方自治30年記念事業として、また「里づくり運動」の第1号として県民の憩いの場を提供し、地域振興に資するために造成された。日本三大奇景の一つとされる妙義山を背景に、45余種のサクラ約5千本が植栽され、県内有数の桜の名所となっている。

(3) 施設を取り巻く現状

妙義山を背景とした被写体として写真愛好家からの評価は高く、中ノ嶽神社、妙義公園とともに、松井田地域、下仁田地域を結ぶ観光ルートの節点であることから多くの環境客が訪れる。植栽されたサクラに樹病や枯死が見られることから、紅葉を楽しめる樹種への転換等を試みている。展望台等の改修を行うとともに、サクラの開花シーズン以外の入れ込みを増やすため、自主事業による新たな魅力づくりにも取り組んでいる。

3 施設の概要

設置年月日	昭和58年4月1日
敷地面積(所有者)	47ha (群馬県、一部民有地を含む)
主な施設(床面積、階数等)	管理棟(160㎡、木造平屋)、きのこ館(172㎡、木造平屋)、野外ステージ(74㎡、木造平屋)四阿、トイレ、遊歩道
建設費	142,848 千円
備考	山の神休憩舎解体・撤去(H30)、駐車場トイレ塗装工事(H30)、階段補修(R1,R2)

※1 施設数の区分が多い場合は、別紙も可

※2 備考欄には、過去の大規模改修等の状況を記入

◇入園料・利用料等 (円)

◇利用時間(休館日)

区分	金額	
一般	無料	●開園日: 1月5日から12月27日 ●開園時間: 午前9時から午後4時30分
大学生・高校生	無料	

※ 入園料・利用料等の区分が多い場合は、別紙も可

4 施設における実施事業

特色のある公園利用:

自主事業:桜観察会、アヤマ観察会、写真教室、草木染め教室など

※ 指定管理者が自主事業を行っている場合は、区分して記入

5 管理運営コストの状況 (千円)

区 分	令和4年度(当初予算額)	令和3年度(決算額)	令和2年度(決算額)	令和元年度(決算額)	平成30年度(決算額)
歳 入(①)	54	54	53	58	161
使用料(土地使用料)	9	9	9	9	9
雑入(土地貸付料)	4	4	4	4	90
雑入(電気料)	41	41	40	45	62
歳 出(②)	16,998	19,034	19,056	19,686	18,102
指定管理料	10,806	10,937	10,859	10,905	10,390
修繕費	0	2,001	2,253	3,597	2,968
園内管理(下刈等)	4,895	4,895	4,873	3,927	3,575
使用料賃料	490	265	264	450	362
敷地賃借料	807	807	807	807	807
その他		129	0	0	0
歳入・歳出の差額(①-②)	-16,944	-18,980	-19,003	-19,628	-17,941
歳入・歳出の主な増減理由					

※1 施設の管理運営に係る県の歳入・歳出を記入(総務調整費等からの支出も含める。指定管理者の収支ではない。)

※2 人件費は、常勤職員と非常勤職員を区分して記入

※3 歳入・歳出科目は適宜加除修正すること

※指定管理制度導入施設は、次の項目を追加して記入

◇指定管理者の収支状況(指定管理業務に係る部分のみ) (千円)

区 分	令和4年度(当初計画額)	令和3年度(決算額)	令和2年度(決算額)	令和元年度(決算額)	平成30年度(決算額)
収 入(①)	10,806	10,937	10,859	10,905	10,420
指定管理費	10,806	10,937	10,859	10,905	10,390
雑入(行事参加費)				0	30
支 出(②)	10,806	10,937	10,859	10,905	9,888
人件費	6,550	6,489	6,556	6,612	6,533
光熱水費	257	277	258	254	262
租税公課費	20	17	7	18	6
業務委託料	2,365	2,397	2,322	2,318	2,240
修繕費	170	172	96	116	53

その他(通信費、消耗品費)	1,444	1585	1,620	1,587	794
収支(①-②)	0	0	0	0	532
歳入・歳出の差額、収支の主な増減理由					

※1 指定管理者の指定管理業務に係る収支を記入(指定管理者団体全体の収支ではない。)

※2 収入・支出科目は適宜加除修正すること

6 職員の状況(各年度4月1日現在) (人)

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
常勤職員	1	1	1	1	1
非常勤職員	3	3	3	3	3
合計	4	4	4	4	4

※ 指定管理者導入施設については、主に指定管理業務に従事する職員数を記入(主に自主事業業務に従事している職員、一部指定管理業務に従事しているが大部分を他の会社(団体)業務等に従事している場合は記入しない。)

7 施設利用の状況

区 分	令和4年度※1	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
年間利用者総数(人)	47,392	66,641	37,852	82,881	73,854
有料利用者数(人)	0	0	0	0	0
無料利用者数(人)	47,392	66,641	37,852	82,881	73,854
目標利用者数(人)※2	87,000	87,000	87,000	87,000	87,000
施設稼働率(%)※3					
稼働率対象施設(設備)					
利用者の主な増減理由	公園利用者数はサクラの開花状況とゴールデンウィーク中の休日との整合によって左右されやすい。				

※1 見込数又は途中実績を記入

※2 目標利用者数を設定していない場合は無記入

※3 施設稼働率の概念が当てはまらない施設は無記入

8 必要性及び管理運営方法についての方向性

区 分	内 容
施設の必要性	さくらの里は県民の憩い場の提供と地域振興を目的として、県立妙義公園に隣接して整備された森林公園であり、園内に植栽された45種類5千本のサクラによって県内有数の桜の名所となっている。また、四季を通じて多くの花木や紅葉も楽しめる公園としての整備を通じて、県内外から年間7万人程度の来園者があることから、上毛三山の一つである妙義山周辺の観光拠点施設として存続が必要である。

<p>指定管理者制度</p>	<p>指定管理者により円滑に施設が運営されていることから、引き続き指定管理者制度により施設を運営する方向で検討したい。</p>
<p>業務等の見直し</p>	<p>公園内には傾斜が急で利用頻度が少ない区域の遊歩道や四阿、トイレがあり、その一部の廃止を含めて改修計画の見直しを検討することで管理施設の減量化を図る。引き続き、野外ステージの利用が見込めないことから、廃止・解体に向けた取組を行う。</p> <p>公園内のサクラに樹病が生じており、衰退が見られる。今後もサクラの更新が困難な区域については、夏から秋にかけて集客効果が見込まれる樹種等への改植に取り組む必要がある。</p>